

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

59期

修習時代の思い出

会員 永井 妥衣子（59期）

私達59期の修習期間は1年6ヶ月であり、前期修習が3ヶ月、実務修習が1年、後期修習が3ヶ月であった。

前期修習

司法研修所とはいったいどんな雰囲気の場所なのだろうと、若干構えて研修所の門をくぐったものの、教官もクラスメイトも皆とても親切であった。和やかな雰囲気の中で講義を受けて起案、時間があるときはスポーツなどしてのんびりと過ごしていた。

実務修習

実務修習地は、地元前橋だった。

県外出身の修習生からは「群馬は遊びに行く場所がない」と文句を言われ肩身の狭い思いもあったが、思い返せば県内各地の温泉、紅葉、花見、登山などに掛ける、自然を満喫しながら地元の良さを見直す良い機会になった。

最初の検察修習では、検察庁内の独特のテンションに戸惑いながらも、室内での取調べだけでなく現場の捜査へも連れて行ってもらい、親身な指導をいただいた。次席検事の決裁は厳しく、何度も出直しては「それでも司法試験に受かっているのか」と怒鳴られるなど、得難い経験をさせていただいた。

2クール目の民裁修習では、多くの事件を傍聴させていただき、裁判所の見方、考え方を教えていただいた。この経験は、現在自分が取り扱っている事

件を進めるに際して大いに役立っている。

続いての弁護修習では、穏やかな指導担当のもとで弁護士として様々な経験をさせていただいた。非常に多忙ながらもゆとりの時間を忘れず、どんなときでもあわてず落ち着いて行動する指導担当の姿に、自分の理想の弁護士像を見た気がした。

刑裁修習中には、暴力団関係事件の公判があり、裁判所の警備が厳重になったことがあった。法廷の入り口前には金属探知機が設置され、法廷と傍聴席の間には防弾硝子を設置され、警戒態勢での公判となったことが思い出深い。そしてこの事件の傍聴人御一行が、シルバー一色に塗られたバスで裁判所へやってきたことも思い出深い。

後期修習

後期修習は、二回試験に追われるように足早に時間が過ぎてしまったように思う。実際あまり記憶がない。

そして現在に至る訳だが、改めて修習時代を思い出してみると、よき指導者に恵まれ、愉快的な修習仲間と過ごせた大切な時代だったと思う。修習当時に指導を受けてもいまいち理解できなかったことが、現在の生活の中でふと「こういうことだったのか」とひらめくことも多々あり、修習での経験一つ一つが私の弁護士生活の基礎となっていることが感じられる。そして、私の修習時代に関わって下さった方々に対して感謝の気持ちがわいてくる。